

平成 23 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ほくやく・竹山ホールディングス  
代 表 者 代表取締役 眞 鍋 雅 昭  
社長執行役員  
(コード番号 3055 札証)  
問 合 せ 先 取締役執行役員 竹 山 茂 樹  
経営企画部長  
TEL(011)611-1014

### 単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 最近の投資単位の状況および変更の理由

##### (1) 最近の投資単位の状況

- |  |           |
|--|-----------|
| ① 直前事業年度の末日における最終価格をもとに<br>算出した1売買単位当たりの価格 | 330,000 円 |
| ② 直前事業年度における日々の最終価格をもとに<br>算出した1売買単位当たりの価格 | 250,000 円 |
| ※ 直前事業年度の末日における単元株式数                       | 500 株     |

##### (2) 変更の理由

当社株式の流通の活性化を促進し、個人投資家を含めた投資家層の拡大を図るため。

#### 2. 変更の内容

単元株式数を 500 株から 100 株に変更する。

#### 3. 変更予定日

平成 23 年 4 月 1 日(金曜日)

#### 4. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うもの。

##### (2) 変更の内容

(下線部は変更部分)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>500</u> 株とする。  (新設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> (単元株式数に関する経過措置) 第 7 条の変更は、平成 23 年 4 月 1 日をもって

	<u>その効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第 7 条 当会社の単元株式数は、500 株とする。なお、本附則は第 7 条の変更の効力発生後これを削除する。</u>
--	---

(ご参考)

平成 23 年 4 月 1 日(金曜日)をもって、札幌証券取引所における当社株式の売買単位も 500 株から 100 株に変更されることとなります。

以 上